

令和 3 年 第 2 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年2月24日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1 番 村上 英登	8 番 赤羽 明人	1 5 番 倉田 益式
2 番 塩木 操	9 番 西村 功	1 6 番 吉瀬 久司
3 番 堀 敏	1 0 番 春日 知也	1 7 番 中嶋 隆
4 番 北澤 満	1 1 番 代田 和美	1 8 番 滝沢 久美子
5 番 堺澤 務	1 2 番 宮下 修	1 9 番 氣賀澤 道雄
6 番 田村 晴男	1 3 番 木下 豊	
7 番 森 武雄	1 4 番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

2 0 番 菅沼 佳彦 (遅刻)	2 2 番 大沼 昌弘	2 4 番 小原 正隆
2 1 番 白川 眞武	2 3 番 宮澤 秀一	2 5 番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

1 3 番 木下 豊

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村 正宣
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	井上 幸代

○ 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 9 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)
議案第 10 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)
議案第 11 号 農用地利用集積計画の策定について (売買)
議案第 12 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について
議案第 13 号 現況証明について
報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用通知について
報告事項 農地法第 5 条第 1 項第 9 号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 14 番 (上田)

議事録署名人 15 番 (倉田)

午後 3 時 0 0 分 開会

局 長

(竹村 正宣君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和 3 年第 2 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

それでは、氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

2 月に入りまして、昨日まで非常に暖かい日でしたけれども、今日はまたちょっと寒くなりました。これが普通だと思いますが。

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

2 月は、振り返りますと、2 日の日に農地相談会、それから 18 日にファーマーズの集いがありました。

農地相談会は、私が 3 年やった中では、ほとんど相談がなかったような状況だったんですけれども、来ても 1 名か 2 名だったんですが、聞くところによりますと今回 7 件あったということで、私だけでも 2 件あったという状況でして、だんだん世の中が農地のことに困ってきたのか、または今回のやり方の事前に予約を取って相談を受けるというやり方がよかったのか、そこら辺はちょっと何とも言えませんけれども、来年もまたいろんな相談が来るものと思っております。

また、ファーマーズの集いは、大勢の方に参加していただきまして、ありがとうございます。功労者、それから名人の表彰、それと現在活躍されている方の経験談、実践状況を講演してもらおうという形で、いつもと同じようにされております。

それで、来年は駒ヶ根市の当番になりますので、またやり方等も含めて上伊那再生協議会のほうとも相談しながら進めていきたいと思っておりますので、その際は御協力をよろしくお願いいたします。

今日は、大沼委員さんのほうからまたドリンクを頂いておりますので、これを飲んでしっかりと審議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

局 長

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 7 番 森武雄委員、お願いします。

7 番

(森 武雄君)

それでは会議の前の一言でありますけれども、昨年 2 月 25 日、長野県で

最初のコロナウイルスの感染者が出たということで、ちょうど1年がたちます。マスク生活も一年間やってきたわけでありすけれども、どうもマスクに慣れませんが、私は眼鏡をかけていますので、冬場は特に曇ります。また、声が出なくなっちゃったかなあっている、そんなような影響があるのかなあと思っています。しかしながら、マスクのおかげで、新型コロナ、あるいはインフルエンザとか風邪とか、この一年間、ひかなかったということでもあります。これもマスクのおかげなのかなあと思っています。

さて、今年はワクチンの年ということで言われておりました、毎日のように新聞とかマスコミで話題が提供されております。先週から医療従事者の方々に接種がスタートしたということですし、これから高齢者、あるいは一般の方にワクチンの接種が始まるというスケジュールが予定されています。ワクチンの必要量、これは輸入に頼るということでもありますので、本当に足りるのかということとか、あと副反応がすごく今話題になっていまして、そんなような心配を取り沙汰されております。ワクチンの接種が以前の生活を取り戻す文字どおり特効薬になってほしいなということを願っています。忘年会、また新年会、我々お預けになっておりますけれども、このメンバーで安心しておいしいお酒を飲めるのを待ち遠しく思っております。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いいたします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和3年2月1日付、告示第2号をもって招集した令和3年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

ちょっと順序が逆になりますが、今日は13番 木下豊委員から欠席の旨の届出がありました。

現在、菅沼委員から欠席届けはありませんけれども、現時点での出席者から除くという形で始めたいと思います。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において14番 上田佳子委員、15番 倉田益式委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

ここで議案第6号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により16番吉瀬久司委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

[16番 吉瀬久司君 退場]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの南1筆585㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は経営規模拡大のため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

21番 (白川 眞武君)

この土地、ちょうど私のすぐ下のところがXXXXXXXXXXさんで、上が私になりますけれども、一応、御本人と私で現地を2月3日の日に確認いたしました。

当地は、XXXXXXXXXXさんのほうで長く借りて耕作をされていたという土地になります。そのままずっと引き続いて耕作されていたところ売買という話が出てきたので購入したいということであります。引き続き耕作を行っていくことですので、特に問題はないという意見にさせていただきます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 6 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔16 番 吉瀬久司君 入場・着席〕
会 長 (氣賀澤 道雄君)
ここで議案第 7 号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 7 番 森武雄委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
〔7 番 森武雄君 退場〕
会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
主 査 (出口 大悟君)
それでは、農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計 3 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページの左側を御覧ください。
4—1 で表示した場所になります。
南割区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 396 m²になります。
3 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地。
理由でございますが、申請人は自身の子どもの住宅を建築するため自宅に隣接する申請地を住宅敷地として転用したいというものでございます。
農振法等でございますが、令和 2 年 12 月 10 日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。
続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 4 ページの右側を御

覧ください。

4—2 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの南 1 筆 660 m²になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は、自宅の老朽化及び将来的な子どもとの同居を想定し住宅の新築を計画したため、申請地を住宅敷地として転用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和 2 年 12 月 10 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 3 件目でございますが、場所につきましては 5 ページの左側を御覧ください。

4—3 で表示した場所になります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの東 1 筆 161 m²になります。

図面の斜線部分の 5 条申請を含む一体的な住宅敷地の利用を目的とした計画となります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、庭となっております。

理由でございますが、申請人は相続にて取得した当地を以前より庭として使用していたが、過去に農地法の許可を得ていないことが判明したため、今回手続を取り住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種農地となりまして、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上 3 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

5 番 (堺澤 務君)

1 番ですけれども、図面のほうを見ていただきまして、こちら馬入れと水路の取入口がある部分ですので、新たに東側から馬入れを造ることと水路を確保することを条件に問題ないいたしました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

3 番をお願いします。

- 3 番 (白川 眞武君)
2月11日に村上委員と申請人に出席していただいて現地を確認しました。
当地は、現の母屋の新築時より庭として使用されてきました。申請人の母屋の建て替えに当たり必要な手続が取れていないということが判明しました。今回、住宅用地への転用を申請したいということございます。
固定資産税は以前の庭として使用しているときから宅地課税がされているということです。
また隣地、隣近所の了解も得ているということで、特に問題ないと思います。
以上です。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
2番のほうにつきましては、担当の菅沼委員が不在ですので、事務局からお願いします。
- 主 査 (出口 大悟君)
菅沼委員さんより意見書をいただいておりますので、そちらのほうを代読させていただきます。
今回の申請地につきましては、申請理由として、現在の自宅敷地が狭く、長男家族と同居を想定して住宅を広いところに建築したいという転用申請です。
申請地の隣接地3面が所有者の違う農地と接していますが、排水の処理、日照等、影響がないよう計画していること、隣接所有者には既に了承を受けていること、そういったことから問題ないと思いますが、着工前に隣接農地の所有者には声を掛けていただきたいという意見でございます。
以上です。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 12番 (宮下 修君)
1番なんですけど、馬入れと水路ということで、位置が変わるということなんですけど、耕作面積が変更になるのかどうか、その辺はどうなんですか。
- 5 番 (堺澤 務君)
馬入れについては、現在黒塗りになっている住宅予定地のほうへ造るってことで、畦畔等は変わりありません。
取入口についても一番西の端に水路をつけるようになっておりますので、問題ないです。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。

12番 (宮下 修君)
はい。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第7号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔7番 森武雄君 入場・着席〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは、農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計4件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。
5—1で表示した場所になります。
小町屋区、XXXXXXXXXXの北4筆、計314㎡になります。
6ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地。
理由でございますが、借受人は、現在借家住まいであり、実家の近くに住宅を建築するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。
続きまして2番となりますが、場所につきましては7ページ右側を御覧ください。
5—2で表示した場所になります。
町2区、XXXXXXXXXXの北西1筆337㎡になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は、現在借家住まいであり、住宅の新築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は、相続した農地であり、高齢のため管理も困難であることから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 8 ページ左側を御覧ください。

5—3 で表示した場所になります。

下平区、 の北 1 筆 406 m²になります。

申請目的が資材置場となしまして、図面の斜線部分については既に資材置場として利用しており、一体的な計画となります。

6 ページにお戻りください。

理由でございますが、譲受人は、申請地を以前より資材置場として使用してきたが、農地法の許可を受けていなかったため、手続を取り当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農地の管理等が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 8 ページ右側を御覧ください。

5—4 で表示した場所になります。

東伊那区、 の東 1 筆 33 m²になります。

4 条の 3 件目で御説明させていただいた案件との一体的な住宅敷地の計画になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、進入路となっております。

理由でございますが、譲受人は先代の頃より申請地を通路として使用してきたが、農地法の許可を受けていないことが判明したため、手続を取り当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種農地となしまして、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上 4 件につきまして御審議をお願いいたします。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いします。
- 10番 (春日 知也君)
1番です。
2月の8日に赤羽委員と現地確認をいたしました。
譲渡人の■■■■さんがお孫さんの■■■■さんの住宅建築のために当地の使用貸借の契約を結ぶという、そういうことでございます。
黒塗りのところの右側に畑がありますが、これは■■■■さんが作っておるところで、ここを耕していらっしゃいます。
北側の道路は、■■■■から陸橋を渡っていく大きな道路でして、道路の反対側に畑なんかありますが、家が建ったからといって、営業上、特に問題ないということで、位置基準、環境基準とも問題なしと判断しました。
以上です。
- 11番 (代田 和美君)
2番ですが、この土地は、もう長年、空き地として放置されていた土地でして、周りもうちばっかりの状態ですので、特別に問題はないと思います。
- 23番 (宮澤 秀一君)
5—3につきましては、2月5日の日に大沼委員さんと現地確認をいたしました。
周辺農地への影響ないというふうに判断をいたしました。
なお、図面を見ていただきますと、道路で囲まれた部分につきまして、畑、あるいは田んぼの記号ございますけれども、去年から転用が進んでおりまして、この道路で囲まれた中につきましては最後の農地といたしますか、そんな状況であります。
以上です。
- 21番 (白川 眞武君)
4番です。
2月の11日に村上委員と譲受人とで現地確認をしました。
当地は、昭和55年に譲渡人と譲受人との間で売買は行われておりました。その時点で当地を進入路地して使用して、現在まで使用してきております。譲受人の母屋の建て替えに当たり必要な手続が取られていないということが判明したために、今回、売却並びに通路用地への転用の申請をしたいということです。
このところには、青線、水路が通っているわけなんですけれども、そこに蓋をしているわけなんですけど、その部分は、昭和55年のときですけれども、地区との話し合いによって地区の了承も得ているということで、これは覚書書も

あるということです。

特に周辺に対しての影響もないということで、問題ないと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第8号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)

お願いします。

議案書9ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日ですが、令和3年の2月28日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが2万1,183㎡、畑が4,111㎡、合計で2万8,294㎡でございます。

貸手が12、借手が10です。

2番3番の表につきましてはお目通しいただき、10ページから12ページの個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

農用地利用集積計画の策定についての貸借のところ、ちょっと数がありますので、まず御自分の担当地域に何があるかちょっと確認していただいてから質疑に入りたいと思います。

〔各自黙読〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

9 番 (西村 功君)
10 ページの上在の 3 番ですけど、「所有者■■■■」とあるのは、この登記は
どんな内容になっているんですか。

17 番 (中嶋 隆君)
登記は■■■■さんです。

9 番 (西村 功君)
登記が■■■■で……

主 査 (井 上 幸代君)
農家経営は■■■■さんになっております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにご覧いませんか。
1つ教えてください。

主 査 (井上 幸代君)
12 ページにある地区外っていうのはどういうことなんですか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
地区外というのは、所有者の方が市外に住所を持っている方になります。所
有者さんの地区で分けているんですけど、市外の住所の方は地区がないので、
地区外ということでまとめています。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
分かりました。
ほかにご覧いませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 9 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号 農用地利用集積計画の策定に
ついて（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 10 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)
それでは議案書 13 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提
案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 3 年の 2 月 28 日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田5万3,400㎡、畑3,033㎡、10年が田7万3,533㎡、畑8,603㎡、合計で13万5,736㎡でございます。

貸手が43、借手は長野県農業開発公社のため1になります。

14～21ページが利用権を設定する各筆の明細となっております。

43名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で97筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、22～32ページにあります利用配分計画にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございますので、御確認をお願いいたします。

また、こちらの配分計画なんですけど、これですと借手の方と貸手の方が対になっていないので、実際の貸借として分かりづらいということをお預かりしましたので、今回、協議会の資料の2として農地の所有者の方と耕作する方をまとめた表をおつけしておりますので、参考に御覧ください。

また、こちらについては協議会でお聞きします。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

審議に入る前に少し内容を見ていただいて、各担当の箇所の内容の確認をお願いいたします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第10号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第11号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは議案書 33 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。
なお、2月5日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。
それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
まず公告年月日でございますが、令和3年の2月28日付で、田んぼが7,594㎡、合計で7,594㎡でございます。
売手が1、買手が1でございます。
34ページの所有権移転一覧表を御覧ください。
下平区の■■■■さんから長野県農業開発公社が買い受けるというものでございます。
所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期は、それぞれ令和3年の3月22日ということで、対価につきましては260万円でございます。
取得後の利用目的につきましては田んぼの予定でございます。
売買対象地につきましては、35ページの議案第11号と表示した場所になりますが、■■■■の南になります。
以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
農地あっせん審査会長 米山茂寿委員の補足説明をお願いいたします。

25番 (米山 茂寿君)
2月の5日9時半より現地を確認いたしまして、その後こちらのほうに戻ってきて書類等のほうを行いました。
特に問題等ありませんでした。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いいたします。

12番 (宮下 修君)
この土地に関しては、特別問題ないと思います。
この後譲り受ける方が、この続き、もうちょっと南側に自分の農地を持っておりまして、それと一緒に耕作をするということを聞いておりますので、問題ないと思っております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 11 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号 農用地利用集積計画の策定
について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 12 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否か
の判断について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 36 ページをお開きください。
農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について
御説明をし、御提案とさせていただきます。
これにつきましては、9 月の一斉農地パトロールで現地を確認していただ
いた中、現況が山林及び原野であり、農地に復旧するための物理的な条件整備が
著しく困難であり、農地として復元したとしても継続して耕作が見込めない対
象地に該当すると考えられ、農業委員会の議決により農地法第 2 条第 1 項の規
定による農地に該当しないと御判断をいただくものであります。
なお、今回、議案として提出させていただくものは、1 筆の農地の中に異な
る 2 つの地番の農地が存在しており、公図がなく境界が不明瞭な農地であった
ため、そういった農地について非農地の判定による地目の変更を行えるのかど
うか法務局に照会しておりましたが、行えるとの見解でしたので、今回提出さ
せていただきました。
東伊那の 2 筆となり、位置につきましては 37 ページのカラーの位置図を参
考に御覧いただきたいと思えます。概略の位置のみの表示となります。
それでは、以上 2 件、合計で 283 ㎡について御審議をよろしく願いいたし
ます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
本議案は、本年度実施した農地の現地調査により土地の現状が農地でないこ
とを確認した土地です。したがって、それぞれの土地については補足説明を求
めません。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

1 2 番 (宮下 修君)
この図面で見ると、赤くちょっと変形した枠で囲まれているんですが、この

水色の部分っていうのは水路なんですか。

1 番 (村上 英登君)
1 級河川です、水色のところは。
ついでに言うと、ちょうど 2 本の 1 級河川がぶつかる場所の三角地帯みたいなところですよ。

1 2 番 (宮下 修君)
1 級河川の中にも含まれているということですか。

主 査 (出口 大悟君)
実際には含まれておらず、対象は農地のみなんですけど、こちらの図面ですと、恐らく公図に若干ずれがありまして、河川も含むような公図になってしまっておりますが、実際は、河川等は含まず、農地のみが今回の対象となるところでございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。

1 2 番 (宮下 修君)
1 級河川の中にも個人所有の農地というか、地番があるところがありますので、その辺の確認だけです。
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 12 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 13 号 現況証明について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 38 ページをお開きください。
現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計 2 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては、39 ページ左側、現況証明

—1 で表示した場所になります。

斜線部分が今回の申請地であり、塗り潰したものが申請地の中に建っている建物になります。

地区につきましては中沢区、 の北 2 筆 276 m²になります。

38 ページにお戻りください。

施設等ですが、宅地敷地ということで申請が出ております。

経過説明でございますが、昭和 32 年及び昭和 12 年以前からそれぞれ宅地として使用しており、提出された土地家屋課税台帳及び登記事項証明書、航空写真等により建築物を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認済みであります。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては、39 ページ右側、現況証明—2 で表示した場所になります。

中沢区、 の南 1 筆 128 m²になります。

38 ページにお戻りください。

施設等ですが、宅地敷地ということで申請が出ております。

経過説明でございますが、昭和 47 年以前から宅地として使用しており、提出された航空写真等により建物等を建築していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認済みであります。

以上 2 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

9 番 (西村 功君)

1 番ですけど、2 か所同時に経過説明をしてあるんですが、どちらが昭和 32 年で、どちらが古くて、地番はどちらがどういうふうか、ちょっと説明をお願いします。

主 査 (出口 大悟君)

今回の図面の東側が になります。こちらのほうが昭和 32 年以前から、続いて西側が でして、こちらのほうが昭和 12 年以前からということが確認できております。

9 番 (西村 功君)

それと、所有者と表記されている住宅の方との関係はどうなっているんですか。

20 番 (菅沼 佳彦君)

図面では さんになっているんだけど、この人は借地で借りていました。現在では、 さんはもう別のところへ移っていて、これは空き家になって

います。ですから、■■■さんは借家として借りていた人です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。

9 番 (西村 功君)
はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますでしょうか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 13 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 現況証明については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
次に報告事項に入ります。
農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について事務局より説明があります。

主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 40 ページを御覧ください。
農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出がございましたので、御報告させていただきます。
計 2 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 41 ページの左側を御覧ください。
報告事項—1 で表示した場所になります。
南割区、■■■の南 1 筆 2,321 m²のうち 27 m²になります。
40 ページにお戻りください。
届出目的でございますが、農業用倉庫。
内容でございますが、農業資材の保管を目的として当地に農業用地を設置したいというものでございます。
続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 41 ページの右側を御覧ください。
報告事項—2 で表示した場所になります。
東伊那区、■■■の西 1 筆 222 m²のうち 35.8 m²になります。
40 ページにお戻りください。
届出目的でございますが、農業用倉庫。

内容でございますが、農業用機械の収納を目的として当地に農業用倉庫を設置したいというものでございます。

会 長

以上2件について御報告をさせていただきます。

(氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ないようですので、報告事項について説明のとおり御了承ください。

次に、報告事項 農地法第5条第1項第9号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主 査

(出口 大悟君)

続きまして42ページになりますが、農地法第5条第1項第9号の規定による届出がありましたので、御報告をさせていただきます。

農地法第5条第1項第9号ですが、農地転用の許可が原則不要になるものがあります。どういったものが挙げられるかといいますと、高速道路や鉄道、送電線、または認定電気通信事業者による有線電気通信施設、携帯電話の基地局などが該当になっておりますので、御承知おきください。

今回につきましては計3件の報告がございます。

まず1件目でございますが、場所は43ページの左側を御覧ください。

報告事項—1で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの北1筆332㎡のうち0.44㎡になります。

42ページにお戻りください。

申請目的でございますが、携帯電話基地局が1棟。

理由でございますが、申請人は通信エリア拡充のため無線携帯電話基地局を設置したいというものでございます。

続いて2件目でございますが、場所は43ページの右側を御覧ください。

報告事項—2で表示した場所になります。

小町屋区、XXXXXXXXXXの西1筆271㎡のうち0.44㎡になります。

申請目的でございますが、携帯電話基地局が1棟。

理由でございますが、申請人は通信エリア拡充のため携帯電話基地局を設置したいというものでございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては44ページの左側を御覧ください。

報告事項—3で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの南1筆1,397㎡のうち0.44㎡になります。

申請目的でございますが、携帯電話基地局が1棟。
理由でございますが、申請人は通信エリア拡充のため携帯電話基地局を設置
したいというものでございます。

以上3件について御報告させていただきます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、意見ございませんか。

1 番 (村上 英登君)

こういう申請地って地元の農業委員さんは現地を確認するんですか。今回は
したんですか。

10番 (春日 知也君)

私はしました。

11番 (代田 和美君)

町2区もしました。

5 番 (堺澤 務君)

南割もしました。

1 番 (村上 英登君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにごございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項について説明のとおり御了承ください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和3年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時17分 閉会